

農業振興普及部だより

みどりのこだま

～ふくしまからはじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動～

第 80 号

平成28年6月1日発行

福島県相双農林事務所農業振興普及部
〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30
TEL (0244) 26-1151
FAX (0244) 26-1169
E-mail : shinkouhukyuu.af06@pref.fukushima.lg.jp

震災からの地域農業の再生、復興に向けて

南相馬市の水稲作付の拡大

南相馬市では、平成28年度の水稲作付がスタートしました。

原子力災害以降の本格的な水稲作付再開とその拡大にあたり、栽培に必要な条件の整備や、作付準備前の追加的な代かき作業など農業者の皆様、関係機関・団体の皆様の地道な努力によって、作付面積は約1,700haと平成27年度から1,000haほどの飛躍的な増加が見込まれています。



作付面積が拡大する水田の作付風景（原町区）

水稲作付の拡大には、カリ肥料による適切な放射性物質の吸収抑制対策と収穫後の米の全量全袋検査の確実な実施など、安全・安心の確保を徹底することが何よりも重要です。

さらに、需要に応じた米の生産体制を確立するため、主食用米のほか飼料用米など多様な米づくりに取り組む必要があります。

相双地方の土地利用型農業は、営農の中断や営農意欲の低下、さらには販売価格の低迷などにより担い手が不足しております。それぞれの地域の実情を踏まえた話し合いにより、地域ぐるみの営農の仕組みが構築されるよう今後とも担い手の皆様の経営の安定化や、地域それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援を行ってまいります。

農林産物の出荷制限について

食品衛生法上の基準値を超える放射性物質が検出された農林産物については、原子力災害特別措置法に基づき、出荷及び摂取等を差し控えるよう国から指示が出されています。

出荷等を差し控えるよう指示（出荷等が制限）されている野菜や果実、山菜等は、市町村や農産物直売所等での自主検査で基準値を下回っても出荷・販売（譲渡も含む）ができませんのでご注意ください。

また、出荷等が制限されている品目は、乾燥や水煮などの加工食品の原料としても使用しないようお願いします。

なお、出荷が制限されている品目に関する最新の情報は、県のホームページ等でご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

【福島県食品生活衛生課 -食の安全のページ-】

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/shoku-top.html>

【野菜、果実に関する問い合わせ先】

福島県相双農林事務所 農業振興普及部 電話：0244-26-1151
 双葉農業普及所 電話：0240-23-6473

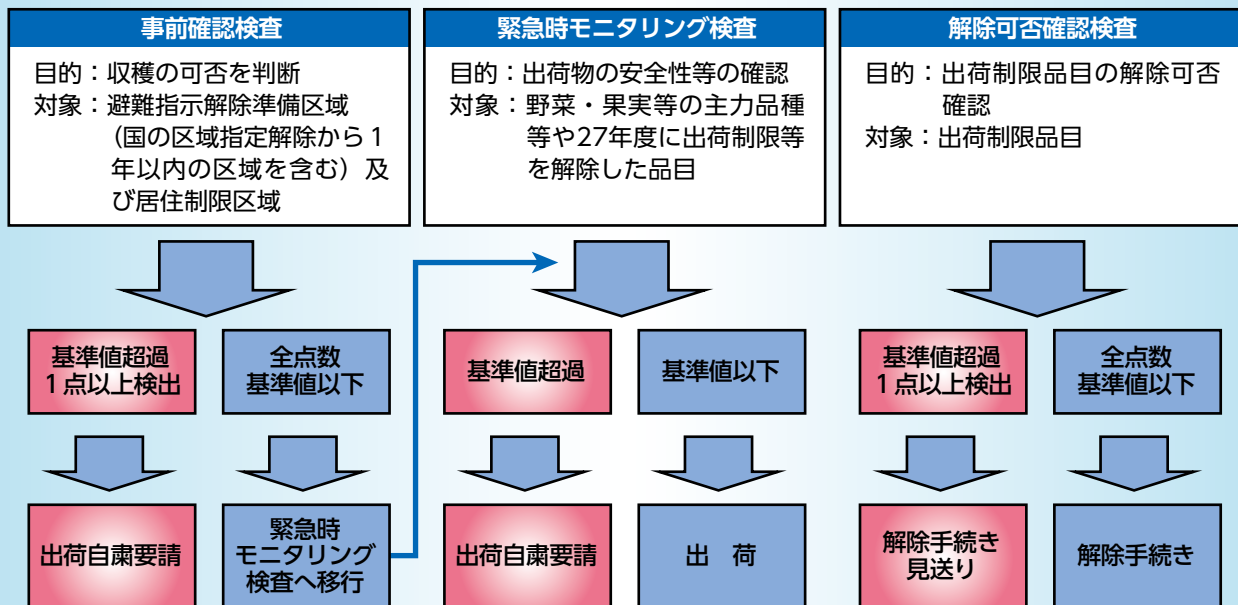
【野生の山菜、きのこ等に関する問い合わせ先】

福島県相双農林事務所 森林林業部 電話：0244-26-4305

平成28年度園芸品目モニタリング体制について

当事務所では、相馬地方で販売される野菜・果実等の安全性を確認するため、出荷前及び出荷期間中の緊急時環境放射線モニタリング検査（抽出検査）を実施しています。サンプリングにあたっては生産者及び関係団体・直売所等の皆様のご協力をお願いします。

なお、各市町にある「ふくしまの恵み安全対策協議会」等の園芸品目検査所（地方市場、直売所等）では簡易分析機器によるスクリーニング検査を受け付けていますのでご利用ください。



農地中間管理事業について

- 当地域の農業は、東日本大震災により沿岸部の津波による農地被害、さらには原子力災害等による営農の中断、担い手の不足など、依然として深刻な状況に直面しています。
- 現在、津波被害を受けた沿岸部を中心に大区画ほ場整備事業が進められていますが、このようなほ場整備事業などと一体的に、各集落ごとに農業の担い手を特定し農地の利用集積を図り、単なる復旧ではなく力強い農業構造を築いていくことが重要であると考えています。
- このため、県では担い手への農地の利用集積を図るため、農地中間管理事業を推進しておりますので、ぜひ、活用をご検討ください。

【農地中間管理事業とは】

- 農地中間管理事業は、都道府県ごとに指定された農地中間管理機構（本県の場合は、公益財団法人福島県農業振興公社（以下「県公社」。））が中間的な受け皿となり、農地の貸し借りを仲介する制度です。

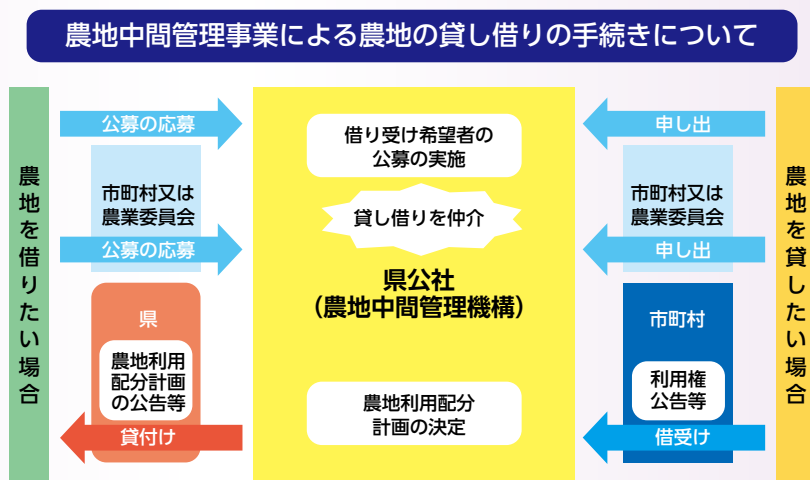
【農地中間管理事業による農地の貸し借りの手続きについて】

＜農地を借りたい場合＞

- 農地を借りたい方は、県公社が実施する借り手の公募に応募してください。その後、県公社が希望等に基づき農地を調整し、県が農用地利用配分計画を公告することにより貸し付けされます。

＜農地を貸したい場合＞

- 農地を貸したい方は、県公社、市町村等に申し出てください。申し出を受けた県公社は、期間や賃料等の諸条件を相談し借り受けします。



※農地を借りたい方も貸したい方も、まずは市町村の農政担当課、県公社、農林事務所に相談してください。

【支援措置について】

農地中間管理事業による農地の貸し借りを実施した場合、以下の支援措置を受けることができます。

【地域に対する支援】

＜地域集積協力金＞

- 人・農地プランやマスタープランに基づき、県公社に地域内の農地を一定割合以上貸し付けた地域に対して、市町村を通じて協力金が交付されます。

【個人に対する支援】

＜経営転換協力金＞

- 県公社にすべての自作地を10年間以上貸し付け、その農地が受け手に転貸された場合に経営転換やリタイヤする農業者に一定金額の協力金が交付されます。

＜耕作集積協力金＞

- 県公社の借り受けた農地に隣接する農地を10年間以上県公社に貸し付け、その農地が受け手に転貸された場合に対象農地の所有者や耕作者に一定金額の協力金が交付されます。

GAP の推進について

GAPとは、Good (良い) Aggicultural (農業の) Practice (行い)の略語で、「農業生産工程管理」と訳されています。農業生産の現場において、食品の安全確保をはじめ、環境保全、労働安全などの観点から、安全に農業生産を実施するための管理のポイントを整理し、それを記録、検証して、より良い農業を実践するための活動のことです。

例えば、毎日の作業において、放射性物質吸収抑制対策、法令や基準を遵守した作業内容・使用資材等を記録・保存することで、その記録により、消費者等に対し、生産工程の明瞭化が可能となります。

現在、JA等の集荷団体では、放射能対策を主としたチェックシートへの記入等、独自のGAPが実施されております。農家の皆様も、産地のPR手法として、GAPの積極的な取組をお願いします。

農薬適正使用について

- 使用前に登録内容(適用作物、希釈倍数、使用時期、使用回数等)を確認しましょう。
- 平成26年9月から、新たに農薬の短期暴露評価が導入され、一部農薬で登録内容が変更されたものがあります。農薬を使用する際は、ラベルに記載された使用方法でなく、最新登録情報を確認して使用してください。

登録内容が変更になった農薬情報は以下URLからも確認できます。

【県農業総合センターHP】

→病虫害防除所→短期暴露評価により変更される農薬の使用法の周知等について

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/37200b/arfd.html>

- 最終有効年月日(期限)を厳守して使用してください。

農作業事故防止について

農作業死亡事故は年間で350～400件程度発生しています。福島県においては直近数年間で毎年10～15件程度の農作業死亡事故が発生しており、昨年5月には2週間の間に農作業死亡事故が5件発生しています。特に高齢者の事故が多発しているため、地域で声を掛け合いながら地域全体の農作業事故防止に努めましょう。また、下記ポイント等を意識しながら、安全な農作業を実施しましょう！

- ①日頃の機械の点検：機械点検は安全の第一歩です。機械の日常点検、定期点検を行いましょう。
- ②作業衣類の再確認：作業に適した、機械に巻き込まれにくい衣類を着用しましょう。
- ③ゆとりのある作業：無理な作業を避け、定期的に休憩を取りながら作業を行いましょう。
- ④複数人による作業：複数人での作業時の合図、お互いの安全確認を行いましょう。

平成28年度農業振興普及部活動体制について

農業振興普及部長 安田 宏幸	副部長 遠藤 昌彦	地域 農業 推進課	課長 根本 高志 ○齋藤 浩光 (畜産) 笹川 正樹 (作物) 穴澤 一 (野菜特産) 新井 美紀 (作物) 西間木佑哉 (野菜特産) 滝田 雄基 (果樹) 松崎 俊 (花き) 鎌田 拓郎 (花き) 宮川 貴光 (野菜特産) 佐藤 茂 (作物)
		経営 支援課	課長 土屋 貴史 ○松野 英行 (果樹) 江上 宗信 (作物) 門馬 和枝 (畜産) 八代沙絵子 (野菜特産) 永井 華澄 (作物) 関 航 (畜産) 大和田正幸 (作物)
		農業 振興課	課長 菅野 弘一 ○橋本 伝示 高崎 実 遠藤 侑香 須田 悠 石塚有希冬 水野谷文俊 寺田 俊介 移川美由紀 櫻本 博久 高橋 幸枝 (育休中)

下線・・・転入、新規採用
○印・・・主任主査(キャップ)